

下水道使用料の新料金適用時期について

- ①下水道を使用されている方(継続)
4月1日より前から継続して下水道を使用している場合は、8月支払い分(7月検針)から新料金が適用されます。
- ②新たに4月から下水道を利用される方(新規)
4月1日以降に下水道を使用開始した場合は、6月支払い分(5月検針)から新料金が適用されます。

新料金適用スケジュール ○4月1日から料金改定が施行

月	3月 検針		4月	5月 検針		6月	7月 検針		8月
使用月	3月 使用分	4月 使用分	5月 使用分	6月 使用分	7月 使用分	8月 使用分	9月 使用分	8月 使用分	9月 使用分
①4月1日より前から継続して使用		→	4月支払い (旧料金)		→	6月支払い (旧料金)		→	8月支払い (新料金)
②4月1日以降使用開始				→	6月支払い (新料金)		→	8月支払い (新料金)	



※下水道使用量の検針は2カ月に1回行います。

▶下水道課 ☎23-3525

02 物価高対応子育て応援手当を支給します

物価高の影響を強く受けている子育て世帯を支援するため、物価高対応子育て応援手当を支給します。

【対象児童】

- ・令和7年9月分の児童手当の支給対象児童(令和7年9月に出生した児童については10月分)
- ・令和7年10月1日~令和8年3月31日までに出生した児童

【支給額】

対象児童一人当たり2万円

【対象者】

対象児童の児童手当の受給要件を満たす方

【支給時期】

3月から順次支給

【申請】

申請は原則不要ですが、以下の方は申請が必要となります。

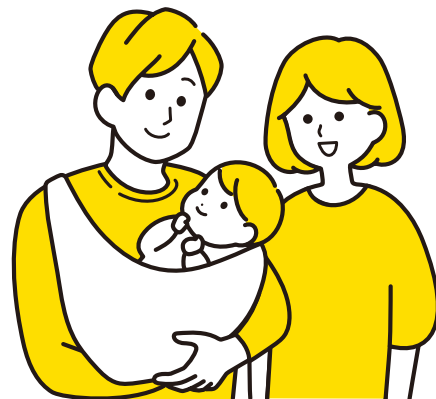
- ・公務員(所属庁に手続きについてご確認ください。)
- ・10月1日以降に離婚(離婚調停中も含む)により児童手当の申請が必要になった保護者

※申請の必要がない方には、順次お知らせ通知をお送りします。

【申請期限】

3月31日(火)

※3月出生などの場合は4月30日(木)



◀詳細は市HPをご覧ください

▶子育て支援課 ☎23-3513